

一般社団法人日本形成外科学会 形成外科領域指導医制度

平成 26 年 10 月 制定

平成 27 年 4 月 改定

平成 29 年 4 月 改定

(目的)

第 1 条 形成外科領域指導医制度は、形成外科専門研修を行う専攻医に対して、研修上の指導を行ううえで必要にして十分な能力をもつ形成外科領域専門医を認定することにより、わが国における形成外科の進歩発展とその水準の向上を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(義務)

第 2 条 形成外科領域指導医は、形成外科の進歩と学会の発展のために積極的に努力し、専門研修における専攻医の指導に尽くさねばならない。

(分野指導医)

第 3 条 日本形成外科学会（以下学会という）は、形成外科領域専門医のうち、学会が認定した各関連分野学会の専門医資格を有する者を、本人の申請に基づいて審査したうえで当該分野指導医として認定し、分野指導医認定証を交付し、分野指導医登録原簿に登録する。

(特定分野指導医)

第 4 条 学会は形成外科領域専門医のうち特定分野について、必要にして十分な能力を有する者を特定分野指導医として認定し、特定分野指導医認定証を交付し、特定分野指導医登録原簿に登録する。その運用に当たっては別に規約を定める。

(形成外科領域指導医の認定)

第 5 条 学会は、第 3 条および第 4 条に定める分野指導医資格もしくは特定分野指導医資格を複数有し、1 回以上形成外科領域専門医の更新を行った者に対して、本人の申請に基づいて審査したうえで形成外科領域指導医として認定し、形成外科領域指導医認定証を交付し、形成外科領域指導医登録原簿に登録する。

(認定細則)

第 6 条 第 3 条、第 4 条および第 5 条の認定に関する手続きその他を規定するために、認定に関する細則を定める。

(委員会)

第 7 条 学会は第 3 条の分野指導医ならびに第 5 条の形成外科指導医認定に関する業務を行うために、学会に指導医認定委員会を置く。また第 4 条の特定分野指導医については、各特定分野に応じて認定委員

会を置く

(認定の取り消し)

第 8 条 理事長は別に定める細則により認定を取り消すことができる。

(改廃)

第 9 条 この制度の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

1. この制度は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。